

岩手県告示第 738 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成18年 6 月27日

岩手県知事 増 田 寛 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大平町一丁目	釜石市大平町一丁目（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
大平町一丁目-1	〃	〃	〃
大平町二丁目	釜石市大平町二丁目（別紙図面のとおり。）	〃	〃
大平町二丁目-1	〃	〃	〃
大平町三丁目-1	釜石市大平町三丁目（別紙図面のとおり。）	〃	〃
大平町三丁目-2	〃	〃	〃
大平町三丁目-3	〃	〃	〃
大平町三丁目-4	〃	〃	該当なし。
根浜の沢	釜石市鶴住居町（別紙図面のとおり。）	土石流	別紙図面のとおり。
根浜の沢（2）	〃	〃	〃
片岸の沢	釜石市唐丹町（別紙図面のとおり。）	〃	〃
川目の沢（3）	〃	〃	〃
川目の沢（5）	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び釜石地方振興局土木部並びに釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。